町立保育園

# 特別保育事業について

## 延長保育

午後６時からの延長保育を希望される方は、申請書の提出が必要です。

＊別途料金が必要となります。

＊寺尾保育園は土曜日午後２時までです。

◎延長保育徴収額表

| 延長区分＼階層区分 | | 児童１人当たりの額<br>第１階層を除く世帯 |
|---|---|---|
| 延長保育（月額） | 月曜日から土曜日まで<br>午後６時から午後７時まで | ２，０００円 |
| | 月曜日から土曜日まで<br>午後６時から午後７時３０分まで | ３，０００円 |
| 一時的延長保育（日額） | 月曜日から土曜日まで<br>午後６時から午後７時まで | １，０００円 |
| | 月曜日から土曜日まで<br>午後６時から午後７時３０分まで | １，５００円 |

・第１階層世帯：生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)は無料です。

・申請書の提出のない時は、日額料金となります。

・月の途中からは契約できません。

## 保育短時間認定の方

午後4時30分以降の預かりには別途料金が必要となります。

◎保育短時間延長保育徴収額表

| 延長区分＼階層区分 | | 児童１人当たりの額<br>第１階層を除く世帯 |
|---|---|---|
| 保育短時間延長保育（日額） | 月曜日から土曜日まで<br>午後４時３０から午後６時まで | ５００円 |

・第１階層世帯：生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)は無料です。